

平成25年12月3日

特定保健用食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第26条第1項に基づき特定保健用食品の表示許可を行いましたので公表します。

今回許可を行ったのは、別紙の3件（うち1件再許可等特保）です。

（参考）

特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin86.pdf> を御覧ください。

（担当）消費者庁食品表示企画課 松原、鉄橋

TEL : 03-3507-9222（直通）

FAX : 03-3507-9292

平成25年10月18日付けで消費者委員会より答申があった案件のうち、許可とする特定保健用食品(1件)

通し番号	商品名	申請者	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上での注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番号
1	食事と一緒に十六茶W	アサヒ飲料株式会社	茶系飲料	難消化性デキストリン(食物繊維として)	本品は食物繊維(難消化性デキストリン)のはたらきにより、食後の糖の吸収と食後の血中中性脂肪の上昇をおだやかにするので、食後の血糖値が気になる方や血中中性脂肪が高めで脂肪の多い食事を摂りがちな方の食生活の改善に役立ちます。	本品を多く摂取することにより、疾病が治癒するものではありません。治療中の方は、医師にご相談の上お召し上がりください。飲みすぎ、あるいは体質・体調により、おなかやゆるくなることがあります。	PET250ml: お食事の際に1日1回1本を目安にお飲みください。 PET500ml、PET2L: お食事の際に1日1回250mlを目安にお飲みください。	特保	25.12.3	1438

平成25年11月7日付けで消費者委員会より答申があった案件のうち、許可とする特定保健用食品(1件)

通し番号	商品名	申請者	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上での注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番号
2	緑で応援 キトサン大麦青汁	株式会社東洋新薬	粉末飲料	キトサン	本品は、コレステロールの吸収を抑え、血清コレステロール、特にLDL(悪玉)コレステロールを低下させる働きのあるキトサンを配合しておりますので、LDL(悪玉)コレステロールが気になる方の食生活の改善に役立ちます。	摂りすぎあるいは体質・体調により、一過性の膨満感を覚えることがあります。	1日3袋(9g)を目安にお召し上がりください。	特保	25.12.3	1439

消費者委員会への諮問を省略して良いとされているため^{※1}、消費者庁で審査を行い許可とする再許可等特定保健用食品(1件)

通し番号	商品名	申請者	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上での注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番号
3	ヘルシアコーヒー微糖ミルクa	花王株式会社	コーヒー飲料	クロロゲン酸類	本品は、コーヒーポリフェノール(クロロゲン酸類)を豊富に含み、エネルギーとして脂肪を消費しやすくするので、体脂肪が気になる方に適しています。	多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。	(缶容器入り 185g)1本を目安にお飲みください。	再許可等特保	25.12.3	1440

※1 特定保健用食品の安全性及び効果に関する消費者委員会の諮問のうち、「規格基準型」及び「再許可」に係わる案件については、消費者委員会における安全性及び効果の審査を経ているものとして取り扱うこととし、諮問を省略してよいとされている。(平成22年1月28日府消委第11号より)